

令和7年度 小学部 学校徴収金

令和7年度における学校徴収金の各費目毎の徴収金額は以下の予定です。

学部	学年	口座振替日 費目	4月21日 1 期	7月22日 2 期	10月20日 3 期	1月20日 4 期	計
小学部	1	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	13,000	5,000	3,000		21,000
		計	13,000	8,300	3,000	0	24,300
	2	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	10,000	5,000	3,000	0	18,000
		計	10,000	8,300	3,000	0	21,300
	3	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	10,000	6,000	3,000	0	19,000
		計	10,000	9,300	3,000	0	22,300
	4	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	13,000	5,000	3,000	0	21,000
		修学旅行	0	0	5,000	0	5,000
		計	13,000	8,300	8,000	0	29,300
	5	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	13,500	12,000	3,000	0	28,500
		修学旅行	0	0	15,000	0	15,000
		計	13,500	15,300	18,000	0	46,800
	6	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,300	0	0	3,300
		学部費	13,500	4,000	3,000	0	20,500
		修学旅行	8,000	7,000	0	0	15,000
		卒業アルバム・卒業制作	5,000	5,000	0	0	10,000
		計	26,500	19,300	3,000	0	48,800

- 1 原則的に、令和6年度学校徴収金額を維持します。
- 2 給食費につきましては、令和7年度は無償となります。
個人により違いがありますので、上記金額は標準的な金額になっています。
- 3 学部費は、授業や行事で使用する教材費等です。
なお、4年生、5年生には宿泊学習費が含まれます。
- 4 徴収方法は表の「口座振替日」に、お届けの銀行口座より引き落とします。
- 5 この他、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しております学校管理下で児童が怪我などを負った場合に治療費等の給付を行う災害共済給付制度の共済掛金(保護者負担分)が合わせて徴収されます。今年度は550円です。
- 6 これらの徴収金は年度末に決算を行い、残金を翌年度に繰り越します。
ただし、卒業、転校等の方には、年度末で精算を行い返金します。